八幡浜地区施設事務組合職員の処遇改善手当の支給に関する規則

令和4年 3月29日 規 則 第 1 号 〕 改正 令和 4年11月30日規則第 4号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合職員の給与に関する条例 (昭和58年条例第11号)第2条において準用する八幡浜市職員の 給与に関する条例(平成17年八幡浜市条例第46号)第18条の3 第2項の規定に基づき、八幡浜地区施設事務組合職員の処遇改善手当 の支給に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。 (適用除外)
- 第2条 この規則の規定は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については、適用しない。

(準用規定)

第3条 処遇改善手当については、八幡浜市職員の処遇改善手当の支給 に関する規則(令和4年八幡浜市規則第8号)を準用する。この場合 において、同規則中「市長」とあるのは「組合長」と、同規則別表を 次の別表と読み替える。

別表

1 特別養護老人ホーム青石寮で勤務する介護	月額10,500円
職員及び看護職員	
2 特別養護老人ホーム青石寮で勤務する職員	月額9,000円
であって、1に定める者以外のもの。	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は、令和4年2月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、職員が八幡浜地区施設事務組合職員の給与に関する条例第2条において準用する八幡浜市職員の給与に関する条例第18条の3第1項に規定する業務に従事したことになる場合についても適用する。

附 則(令和4年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の八幡浜地区施設事務組合職員の処遇改善手当の支給に関する規則第3条の規定(同条において読み替えて準用する別表の規定に限る。)は、令和4年10月分として支給する処遇改善手当から適用する。